

認定カウンセラー資格取得について（人間行動心理学専攻）

「日本カウンセリング学会認定カウンセラー（以下「認定カウンセラー」と称す。）」とは、日本カウンセリング学会が認定する資格で、カウンセリングをとおして、国民の教育、健康、福祉の向上に貢献し、あわせてカウンセリングの研究と実践の進歩と発展に資するため、一定の学識と技能を有する者に付与されるものです。

「認定カウンセラー」の受験資格を希望する者は、本学のカリキュラムの中から、別表のとおり学会が指定する科目を履修し、単位を修得しなければなりません。

申請手続を含めた詳細は、日本カウンセリング学会（以下「学会」と称す。）のホームページで予め確認するようにして下さい。

I 要件科目

資格認定試験による認定を申請する者は、次の科目を修得していること。

ただし、前期博士課程2年次で「認定カウンセラー」資格認定試験を受験する場合には、一部科目が履修中であってもよい。（大学院修了時に必要な単位を修得していること。）

- A カウンセリング心理学 4単位：60時間
- B カウンセリング・アセスメント 2単位：30時間
- C カウンセリング演習 4単位：60時間
- D カウンセリング実習 2単位：60時間
- E カウンセリング諸領域 2単位：30時間

II 資格取得までの手順

- (1) 前期博士課程1年次で学会に入会する。
- (2) 前期博士課程2年次で「認定カウンセラー」資格認定試験を受験する。
その場合の申請手続きが簡素化され、取得した単位を学会「認定カウンセラー養成カリキュラム」と比較したりシラバスを提出したりする煩雑な手続きは免除される。
資格認定試験は、書類審査並びに面接試験を行う。筆記試験と技能試験は免除される。ただし、面接試験では、カウンセリング実習で担当したケース記録を提出し、その内容について面接官から質問を受ける。なお、必要に応じてロールプレイを行うこともある。
- (3) 「認定カウンセラー」資格認定試験に合格した場合には、大学院修了時に申請することによって学会「認定カウンセラー」の資格を取得することができる。

III 人間行動心理学専攻の学生へ

「認定カウンセラー」の受験資格を得るためには、従来の人間行動心理学専攻で開講されていた科目では、条件を満たせないで、カリキュラムを改正し、必要な科目を開講しました。

ただし、「その他の科目」の区分の科目は、「認定カウンセラー」等の資格取得のみを目的として開講した科目であるため、大学院の修了要件には含めることができません。